

令和3年度
事業要覧



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

北海道支部



I	社員(会員・協力会員)と社資	2
II	主 な 事 業	4
	1. 災 害 救 護 事 業	4
	2. 赤 十 字 の 講 習	7
	3. 地 域 福 祉 活 動	12
	4. 赤 十 字 奉 仕 団	13
	5. 青 少 年 赤 十 字	17
	6. 国 際 活 動	20
	7. 広 報 活 動	21
	8. 社 会 福 祉 事 業	23
	9. 医 療 事 業	24
	10. 看 護 師 養 成 事 業	28
	11. 血 液 事 業	29
III	令和3年度一般会計歳入歳出予算額	35
IV	税制上の優遇措置	36
V	日本赤十字社の表彰	37
VI	北海道支部役員等名簿	39
VII	日本赤十字社北海道支部の組織図	40

はじめに

日本赤十字社北海道支部の各事業につきましては、道民の皆様並びに関係者の皆様の温かいご理解とご協力のもとに推進することができ、心から感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が世界中で流行し、現在も収束の目途が立たない状況が続いていますが、日本赤十字社では、赤十字病院が陽性患者の受入れや治療を積極的に行ったほか、感染拡大を防ぐための啓発活動など、感染拡大防止のための対応を行っているところです。

今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応をはじめ、大規模化・頻発化する自然災害への備えなど、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命を掲げる日本赤十字社の役割はより一層重要となっており、北海道支部では、新型コロナウイルス感染症の感染予防に万全を期し、各事業を展開してまいります。

災害救護事業では、各種訓練の実施や他機関主催訓練への積極的な参加、地域への災害救護装備の整備により、災害への備えを充実します。

赤十字の講習では、講習未実施地区との連携により救急法等の全道的な普及に努め、地域福祉活動では、子育て支援事業への協力や地域包括ケア推進事業として健康生活支援講習を柱とした事業を栗山赤十字病院との連携により実施します。

赤十字奉仕団では、マスコットキャラクターを利用した啓発グッズの活用や奉仕団研修会の充実強化により、奉仕団活動の活性化と地域住民への赤十字活動の理解と普及を図ります。

青少年赤十字では、青少年赤十字北海道指導者協議会と連携して加盟促進を図るほか、赤十字出前講座やメンバー育成のための各種プログラムを実施し、学校教育の場における青少年赤十字の普及に努めます。

社会福祉事業では保育園、点字図書センターの着実な運営により社会福祉の向上に努めるほか、医療事業では、地域医療を守るため、新型コロナウイルス感染症への対応を続けるとともに、ニーズに応えた良質な医療を提供することに重点を置き、事業を展開します。

血液事業では、コロナ禍においても安定的に医療機関に血液製剤を届けることができるよう北海道、各市町村と連携して献血者の確保に努めます。

また、今秋には昨年度延期した「第33回赤十字北海道大会」を北見市で開催し、社資の確保に努めるとともに更なる赤十字への理解促進につなげます。

令和3年度事業計画は、新型コロナウイルス感染症の感染状況により中止・延期等の措置を講じる場合がありますが、これまで行ってきた災害への備えなどの必要性が変わることはありません。感染防止に努めて各事業を実施し、活動報告と広報を充実することで多くの道民の皆様のご理解とご協力をいただくことに注力してまいります。

令和3年4月

日本赤十字社北海道支部

I

社員(会員・協力会員)と社資

日本赤十字社は、日本赤十字社法に基づく「社員」をもって組織される法人であり、社員（会員・協力会員）が納める「社費（会費）」とそのほかの「寄付金」による『社資』によって活動が支えられています。

社員（会員・協力会員）を増やし、社資の協力を得ることで、北海道支部の人道的活動を安定的、かつ継続的に実施することができます。

社資募集にあたっては、地区・分区との連携が肝要であるため、地区（本部）事務担当者会議や地区（本部）長・幹事会議を開催するほか、各地区・分区で実施される諸会議へ出席するなど、地区・分区との連携強化を図ります。

また、赤十字奉仕団、協賛委員、有功会、更には各企業（団体）等の幅広い支援者から協力を募るとともに、「寄付金付自動販売機」の設置の拡充にも努めます。

さらに、遺贈や相続財産寄付については、当支部作製パンフレットを活用し、関係機関等への周知を継続して行います。

なお、社資募集の各取組みについては、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しつつ、感染防止対策を図った内容・形態で実施します。

○第33回赤十字北海道大会の開催

令和2年10月に北見市において開催を予定し、新型コロナウイルス感染症の影響により延期となった「第33回赤十字北海道大会」を開催し、社資の確保に努めるとともに更なる赤十字への理解促進につなげます。

令和3年度の社資募集目標額（令和3年度～令和5年度の目標額は同額）

扱い区分		一般社資	法人社資	計
地区 扱い	地方地区	76,810千円	8,445千円	85,255千円
	市地区	294,442千円	21,583千円	316,025千円
支部扱い		13,104千円	23,472千円	36,576千円
合 計		384,356千円	53,500千円	437,856千円

各振興局に置く地区を「地方地区」と呼称する。

※

地区本部・・・札幌市
地区・・・・・・各振興局・各市・札幌市10区
分区・・・・・・各町村
以下、地区・分区と表記

令和3年度 地区別社資募集目標額

(単位：千円)

地区名	一般社資	法人社資	合計	地区名
空知	5,565	550	6,115	空知
石狩	1,561	125	1,686	石狩
後志	7,488	890	8,378	後志
胆振	4,458	475	4,933	胆振
日高	5,021	690	5,711	日高
渡島	7,471	740	8,211	渡島
檜山	2,983	350	3,333	檜山
上川	7,301	745	8,046	上川
留萌	2,046	255	2,301	留萌
宗谷	2,335	315	2,650	宗谷
オホーツク	8,495	940	9,435	オホーツク
十勝	13,594	1,315	14,909	十勝
釧路	4,850	570	5,420	釧路
根室	3,642	485	4,127	根室
計	76,810	8,445	85,255	計
札幌市	117,940	2,608	120,548	札幌市
函館市	18,472	2,325	20,797	函館市
小樽市	9,032	1,020	10,052	小樽市
旭川市	23,324	2,610	25,934	旭川市
室蘭市	6,088	745	6,833	室蘭市
釧路市	12,308	1,490	13,798	釧路市
帯広市	11,636	1,585	13,221	帯広市
北見市	9,335	995	10,330	北見市
夕張市	608	80	688	夕張市
岩見沢市	6,686	580	7,266	岩見沢市
網走市	2,586	335	2,921	網走市
留萌市	1,711	200	1,911	留萌市
苫小牧市	11,871	1,320	13,191	苫小牧市
稚内市	2,717	350	3,067	稚内市
美唄市	1,835	175	2,010	美唄市
芦別市	1,193	115	1,308	芦別市
江別市	8,497	605	9,102	江別市
赤平市	853	80	933	赤平市
紋別市	1,793	225	2,018	紋別市
士別市	1,591	190	1,781	士別市
名寄市	2,222	255	2,477	名寄市
三笠市	725	70	795	三笠市
根室市	2,053	260	2,313	根室市
千歳市	6,885	570	7,455	千歳市
滝川市	3,284	340	3,624	滝川市
砂川市	1,410	150	1,560	砂川市
歌志内市	247	25	272	歌志内市
深川市	1,747	185	1,932	深川市
富良野市	1,690	205	1,895	富良野市
登別市	3,778	280	4,058	登別市
恵庭市	4,859	335	5,194	恵庭市
伊達市	2,896	245	3,141	伊達市
北広島市	4,401	345	4,746	北広島市
石狩市	4,439	380	4,819	石狩市
北斗市	3,730	305	4,035	北斗市
計	294,442	21,583	316,025	計
地区計	371,252	30,028	401,280	地区計
支部計	13,104	23,472	36,576	支部計
合計	384,356	53,500	437,856	合計

※新型コロナウイルス感染症の感染予防に万全を期し、各事業を展開することとしておりますが、状況により事業の中止・延期等の措置を講じる場合があります。

Ⅱ 主な事業

1. 災害救護事業

近年、大規模・頻繁化する災害に対応するため、令和3年度も引き続き「日本赤十字社北海道支部防災業務計画」に基づき、災害救護活動の充実・強化に努めます。

災害救護訓練は、近年の災害対応の経験から、他機関と協働して活動する急性期の『医療救護』及び被災者の自助を促すための『こころのケア』について、実施します。

また、地区・分区用の災害救護装備として、災害救援車「博愛号」、災害用天幕、災害用炊き出し釜を配置します。

(1) 各種救護訓練の実施・参加

1) 支部主催による災害救護訓練

支部災害対策本部要員並びに道内赤十字病院救護班、こころのケア要員による災害救護訓練を札幌市で実施します。

また、広域応援体制強化のため宮城県で実施される第1ブロック（東北・北海道）支部合同災害救護訓練に救護班を派遣するとともに、支部災害対策本部要員として参加します。

名 称	開催予定	場 所	参 加 対 象
赤十字災害救護訓練	10月12～14日	札幌市	支部災害対策本部要員 道内赤十字病院救護班 道内こころのケア要員 関係機関
第1ブロック支部合同 災害救護訓練（東北・北海道）	10月8・9日	宮城県	東北各県支部 北海道支部 浦河赤十字病院救護班

2) 他機関主催による災害救護訓練

自治体や他機関が行う各種災害訓練にも積極的に参加し、赤十字の使命達成に努めます。

名 称	主催機関	開催予定	場 所	参 加 対 象
総合水防演習	北海道開発局	6月19日	音更町	水防機関 日赤北海道支部
北海道防災総合訓練	北海道防災会議	未 定	未 定	北海道防災会議構成機関 日赤北海道支部 道内赤十字病院 赤十字奉仕団
北海道原子力防災訓練	北海道防災会議	未 定	未 定	北海道防災会議構成機関 日赤北海道支部 道内赤十字病院

(2) 災害救護装備の配置

1) 災害救援車「博愛号」

地区・分区における救護活動や各種赤十字事業を迅速・円滑に実施するため、災害救援車「博愛号」を8台配置します。



2) 災害用天幕

地区・分区が参加する各種災害訓練や地域のイベントにおける赤十字の広報活動等に活用するため、災害用天幕を15張配置します。

3) 災害用炊き出し釜

災害発生時はもとより、地区・分区が参加する各種災害訓練や奉仕団研修会、広報イベント等で行う炊き出し用機材としても活用できる災害用炊き出し釜を3台配置します。

(3) 委託協定等

災害救助法に基づく北海道知事との「救助又はその応援に関する委託協定」（令和元年8月30日一部改正）及び第一管区海上保安本部長との「災害救助相互協力に関する協定」（昭和35年2月1日締結）の円滑な実施に努めます。

(4) 義援金の募集

災害救助法の発令等、甚大な被害が発生した場合は、速やかに北海道災害義援金募集委員会を設置し、義援金募集活動に取り組み、被災者支援に努めます。

(5) ボランティア等による救護活動

海水浴場やスキー場の事故防止対策の推進に努めるほか、道内を会場とした全国的なスポーツ大会等における救護支援活動の要請に応えます。

- 1) ボランティアによるスポーツ大会等での救護支援活動
- 2) ボランティアによる海水浴場での事故防止活動と応急手当
- 3) ボランティアによるスキー場での事故防止活動と応急手当



2. 赤十字の講習

事故防止を基本とした緊急時に役立つ知識や技術を広く道民に普及するため、AEDを中心とする救急法を講習未開催地域の地区・分区との連携を深めながら、全道的な普及に努めます。

また、誰もがすこやかに過ごすために必要な健康増進の知識や介護技術が習得できる健康生活支援講習にも力を入れ普及を図るほか、各講習の普及体制を強化するため、指導員を計画的に養成していきます。



(1) 一般普及講習

講習名		予定回数
救急法	短期講習	100回
	基礎講習 【内容】 ・心肺蘇生 ・AEDの使い方 ・気道異物除去など 【時間】 4時間（検定時間含む）	140回
	救急員養成講習 【内容】 ・急病の手当 ・けがの手当て（止血・包帯・固定） ・搬送及び救護 【時間】 9時間40分（検定時間含まない）	60回

講 習 名		予定回数
水 上 安 全 法	短期講習	50回
	救助員Ⅰ養成講習 【内容】 （プール） ・泳ぎの基本と自己保全 ・事故者の救助及び応急手当など 【時間】 14時間（検定時間含まない）	10回
	救助員Ⅱ養成講習 【内容】 （海） ・海、河川及び湖沼での事故防止 ・泳ぎの基本と自己保全 ・事故者の救助及び応急手当など 【時間】 12時間（検定時間含まない）	10回

講 習 名		予定回数
雪 上 安 全 法	短期講習	10回
	救助員Ⅰ養成講習 【内容】 ・雪上での事故防止 ・スキーの基本 ・雪上での事故者の救助技術など 【時間】 7時間（検定時間含まない）	10回
	救助員Ⅱ養成講習 【内容】 （ゲレンデ） ・スキーパトロールのスキー技術 ・ゲレンデでの応急手当及び搬送など 【時間】 12時間（検定時間含まない）	10回

講 習 名		予定回数
健康生活支援講習	短期講習（地域で支える認知症を含む）	20回
	災害時高齢者生活支援講習 【内容】 ・災害が高齢者に及ぼす影響 ・気をつけたい病気や症状 ・知って役立つ知識や技術など 【時間】 2時間	20回
	支援員養成講習 【内容】 ・高齢者の健康と安全のために ・地域における高齢者支援に役立つ知識と技術 ・日常生活の具体的な介護の知識と技術など 【時間】 12時間（検定時間含まない）	10回

講 習 名		予定回数
幼 児 安 全 法	短期講習	70回
	支援員養成講習 【内容】 ・こどもに起こりやすい事故の予防と手当 ・こどもの病気と看病 ・こどもに対する心肺蘇生、AEDの使い方など 【時間】 12時間（検定時間含まない）	10回

(2) 指導員養成講習

各種講習のより一層の普及を図るため、指導員養成講習を実施します。

雪上安全法 指導員養成講習	場 所	定 員
	札幌会場	20名

幼児安全法 指導員養成講習	場 所	定 員
	札幌会場	20名

(3) 講習会開催地区・分区助成金の交付

各種講習のより一層の普及促進を図るため、引き続き地元指導員並びに各奉仕団が主管する地区・分区主催講習会に対して、講習会開催助成金を交付します。

(4) 指導員研修会

講習普及にあたる指導員資格を継続するため、各種講習指導員（救急法、水上安全法、雪上安全法、健康生活支援講習、幼児安全法）の研修会を次のとおり実施し、資格継続とともに指導技術の向上を図ります。

研修名	対象者数	実施回数
救急法指導員研修会	421名	10回
水上安全法指導員研修会	83名	2回
雪上安全法指導員研修会	133名	2回
健康生活支援講習指導員研修会	113名	6回
幼児安全法指導員研修会	124名	6回
合 計	874名	26回

※指導員研修会は、伝達資料送付に変える場合があります。

(5) 指導員資格継続適性審査の実施

指導員資格を取得してから9年目を迎える指導員の知識と技術を確認するため、指導員資格継続適性審査（救急法、水上安全法、雪上安全法、健康生活支援講習、幼児安全法）を指導員研修会にあわせて実施します。

(6) 「ワールド・ファーストエイド・デー」行事の実施

国際赤十字・赤新月社連盟が救急法の普及促進を図るため、毎年9月第2土曜日に世界的な取り組みとして実施している「ワールド・ファーストエイド・デー（令和3年9月11日）」と連動した救急法普及イベントを実施します。

北海道救急法・水上安全・スキーパトロール赤十字奉仕団協議会及び子育て支援赤十字奉仕団の協力のもと道内各地で実施することとし、一般市民に対し、心肺蘇生法等の体験を通じて救急法の効果と必要性を広く周知することで、救急法講習の普及促進、さらには赤十字を知ってもらうきっかけとなる事業とします。

(7) 公的機関に対する協力

道内の公安委員会指定自動車教習所の教官を対象とした「応急救護処置指導者」の養成に協力しており、「応急救護処置指導者養成講習」に救急法指導員を派遣します。

(8) その他

1) 北海道赤十字スキーパトロール競技大会の開催

全道各地で活躍するスキーパトロール員の技術の向上を図り、あわせて相互の親睦を図ることを目的として開催します。

(北海道赤十字スキーパトロール協議会との共催)



2) 赤十字水上安全法北海道競技大会の開催

水上安全法の知識と技術の向上を図り、赤十字理念の一層の普及に努めることを目的として開催します。

(北海道水上安全赤十字奉仕団協議会との共催)

3. 地域福祉活動

(1) 子育て支援事業への協力

少子社会を背景に各地で行われている子育て支援の一環として、子どもに起こりやすい事故に対する手当ての方法や事故防止、家庭内での看護の方法など、日常生活で役立つ知識や技術を内容とした講習を実施するため、保育士や保護者を対象とした研修に幼児安全法指導員を派遣し、協力します。

(2) 「赤十字健康増進セミナー」の開催

ノルディックウォーキングやポールストレッチング体験を通じて、誰もが迎える高齢期をすこやかに過ごすための健康増進の知識を紹介する「赤十字健康増進セミナー」を赤十字奉仕団の協力を得て、開催します。



(3) 地域包括ケア推進事業

高齢者が要介護など支援の必要な状態となっても、可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活し続け、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域ぐるみで支える「地域包括ケアシステム」の担い手の一つとして、健康生活支援講習を柱とした事業を栗山赤十字病院と北海道支部との連携により実施します。

4. 赤十字奉仕団

奉仕団活動の活性化を図るため、地域奉仕団と青少年赤十字加盟校が連携した取り組みを進めるほか、地域での活動を展開する一助として、奉仕団活動啓発グッズを活用することで、奉仕団活動の活性化と地域住民への赤十字活動の理解と普及を図ります。



奉仕団員の育成では、「赤十字奉仕団基礎研修会」、また基礎研修会修了者を対象とした「赤十字奉仕団中級研修会」を道内各地区・分区で開催し、赤十字奉仕団員として正しい知識と理解に繋げるよう、研修の充実と団員育成に努めます。

なお、奉仕団各事業については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、感染防止対策を図った内容・形態で実施します。

(1) キャラクターを利用した奉仕団活動の活性化

北海道支部マスコットキャラクター「アンリー」を使った啓発グッズ「携帯用反射板：アンリーリフレクター」を奉仕団へ提供します。

団員が自団のPRを盛り込むなど特色あるアレンジを加え、地域イベントでの配布、青少年赤十字との協働活動、さらには社資募集活動など幅広く活用することで、奉仕団活動の充実・活性化を図ります。



(2) 奉仕団研修会の充実強化

奉仕団指導講師や支部職員を道内各地へ派遣し実施するほか、基礎研修会及び中級研修会など体系的な研修を通して奉仕団活動の質的向上を図り、地域の社会的なニーズに対応した活動を展開することで社資増強に繋がります。

- 1) 奉仕団活動の基礎的な知識修得を目的とした「赤十字奉仕団基礎研修会」を各地区・分区からの希望により開催します。
- 2) 奉仕団基礎研修会修了者を対象とし、各奉仕団内のチームワークの向上を目的とした「赤十字奉仕団中級研修会」を各地区・分区からの希望により開催します。
- 3) 地区（振興局）開催のほか、近隣市町村と合同による基礎・中級研修会の開催を推進し、広域的に参加者を募ることで意見交換の場や相互交流を通して奉仕団間の一層の連携強化を図ります。

No.	開催予定	事業名	主催
1	9月	赤十字奉仕団中級研修会（全道）の開催（道東）	支部
2	随時	赤十字奉仕団基礎研修会の開催	地区・分区
3	随時	赤十字奉仕団中級研修会の開催	地区・分区
4	随時	赤十字奉仕団研修会への指導講師・職員等派遣	地区・分区



（３）青年赤十字奉仕団の活動強化

団員の減少が著しい青年赤十字奉仕団について、支部事業や他団体主催イベントへの協力等、積極的な参画を促します。

また、札幌市内を中心に、支部と共同で幼児向け防災教育の普及・展開を行い、新たな活動の場を提供することで、活動の定着化、団員の増員を図ります。

（４）奉仕団指導講師の研修

奉仕団指導講師を一堂に会した研修会を実施し、各地で行われる奉仕団基礎・中級研修での指導内容の統一や奉仕団活動における活性化の研究、指導方法について研修を行い、奉仕団研修内容の充実・強化を図ります。

（５）諸会議、研修会等の開催・派遣

道内奉仕団の連絡調整及び奉仕団活動の推進と発展を図るための諸会議、研修会等を開催するほか、本社行事へ奉仕団員を派遣し奉仕団の指導・育成に努めます。

◎奉仕団支部委員会・ブロック協議会

No.	開催予定	事業名	主催	開催地
1	未定	北海道赤十字奉仕団各ブロック協議会	協議会	道内各会場
2	令和4年 3月	赤十字奉仕団北海道支部委員会	支部	札幌市

◎特別奉仕団協議会総会

No.	開催予定	事業名	主催	開催地
1	4月	北海道救急法赤十字奉仕団協議会総会	協議会	札幌市
2	4月	北海道水上安全赤十字奉仕団協議会総会	協議会	札幌市
3	4月	北海道無線赤十字奉仕団協議会総会	協議会	札幌市
4	5月	北海道点訳赤十字奉仕団協議会総会	協議会	札幌市
5	未定	北海道赤十字スキーパトロール協議会総会	協議会	札幌市
6	未定	北海道芸能赤十字奉仕団協議会総会	協議会	札幌市

◎大会・研修会

No.	開催予定	事業名	主催	開催地
1	未定	第39回赤十字水上安全法北海道競技大会	協議会・支部	函館市
2	未定	第50回北海道赤十字スキーパトロール競技大会	協議会・支部	富良野市
3	11月	北海道点訳赤十字奉仕団協議会研修会	協議会	札幌市
4	未定	北海道無線赤十字奉仕団協議会研修会	協議会	未定

◎日本赤十字社（本社）主催

No.	開催予定	事業名	開催地
1	5～6月	赤十字奉仕団中央委員会	東京都
2	7月	全国青少年赤十字賛助奉仕団協議会総会	東京都
3	10月	ボランティア・リーダー研修会 (地域・特殊・青年赤十字奉仕団対象)	東京都
4	令和4年 2月	赤十字奉仕団支部指導講師研修会	東京都

◎第1ブロック（東北・北海道）主催

No.	開催予定	事業名	開催地
1	未定	第1ブロック青年赤十字奉仕団協議会総会	宮城県
2	未定	第1ブロック赤十字奉仕団委員長会議	秋田県

(6) 赤十字奉仕団助成金の交付

各種奉仕団・協議会の運営並びに活動を推進するための助成金を以下のとおり交付します。

助 成 金 種 類			内 容
運 営 助 成 金	奉 仕 団		奉仕団員の構成人数により助成 (構成人数基準は助成金交付要項による)
	地域奉仕団ブロック協議会		各ブロック協議会に対し、5,000円×地区分区数を助成
	特別奉仕団協議会		各協議会に対し、20,000円を基礎額とし、 2,000円×団数を加算して助成 (年額50,000円上限)
	地方地区協議会		地方地区に対し、1,000円×分区数を助成
活 動 助 成 金	奉 仕 団	単位団	活動経費総額の2/3を助成 (年額80,000円上限)
		複数団	・ 地域内複数団の共同での活動に対し2/3を助成 (年額150,000円上限) ・ 地方地区内の複数団の活動である広域的活動に 対し、2/3を助成 (年額300,000円上限)
	各 種 協 議 会		活動費の2/3を助成 (年額300,000円上限)
研 修 助 成 金	奉 仕 団		研修に係る費用を助成 (年額20,000円上限)
	各 種 協 議 会		研修に係る費用を助成 (年額40,000円上限)
結 成 祝 金			赤十字奉仕団結成時に10,000円を交付
記 念 式 典 祝 金			赤十字奉仕団・協議会等の周年記念式典に伴う祝金 (基準は助成金交付要項による)

※交付基準・助成金対象活動については、「日本赤十字社北海道支部赤十字奉仕団助成金交付要項」によります。

5. 青少年赤十字

青少年赤十字の態度目標である「気づき」「考え」「実行する」ための主体性を育み、人の命と尊厳を大切にする「思いやり」と「やさしさ」を育成するため、学校教育の場を中心に青少年赤十字の普及に努めます。

また、協力組織である青少年赤十字北海道指導者協議会と連携し加盟促進に努めるほか、青少年赤十字各種プログラムとして、メンバーシップを養う「トレーニング・センター」（道央、道南、道北、道東）とリーダーシップを養う「スタディー・センター」（札幌市）を開催します。

さらに、青少年赤十字活動の担い手である指導者を募るため道内教職員対象の「青少年赤十字指導者研修会」を開催し、指導者の理解促進・資質向上に繋がります。

なお、青少年赤十字各事業については、新型コロナウイルスの感染状況を注視しつつ、感染防止対策を図った内容・形態で実施します。



（１）未加盟校への普及促進活動

北海道教育委員会や各教育局の協力を得ながら、学校長会議などで青少年赤十字への理解促進を図るほか、青少年赤十字北海道指導者協議会や赤十字ボランティアと連携し、未加盟校に対する青少年赤十字の普及に努めます。

また、道内幼稚園や保育園（所）、小・中・高等学校に配布した「青少年赤十字防災教育プログラム」について活用されるよう働きかけます。

（２）指導者の研修

青少年赤十字の裾野を広げるために加盟・未加盟校の教職員を対象とした「指導者研修会」を札幌市において開催し、青少年赤十字活動への理解促進を図るとともに情報交換の場を設定し、新規指導者及び協力者の確保に努めます。

さらには、本社主催の講習会等へ指導者を派遣し、青少年赤十字への理解促進を図ります。

（３）活動推進校への助成

教育現場で、青少年赤十字のプログラムが有効的に取り入れられるよう「青少年赤十字加盟校活動サポート助成金」を交付し、活動の活性化と充実を支援します。

(4) 赤十字出前講座の実施

総合的学習などにおける教育活動の補完プログラムとして、赤十字が提供する「防災教育プログラム」「国際理解」「点訳体験」「視覚障がい者体験」等のプログラムについて赤十字職員やボランティアを派遣し、青少年赤十字の理解と加盟促進を図ります。



(5) 青少年赤十字メンバー育成のための各種プログラム

「トレーニング・センター」「スタディー・センター」は、青少年赤十字の最も特徴的な教育プログラムの一つであり、集団生活を伴う学習活動の場です。

参加者は、自主・自立を身につけ、赤十字や青少年赤十字に関する知識や技術の理解を深め、生活態度全般にわたっての学びを深めます。

1) 北海道青少年赤十字トレーニング・センターの開催

青少年赤十字加盟校の代表メンバーが集団生活の実体験を通して、様々なプログラムから自主的・自発的な生活姿勢を学習します。

広く道内で青少年赤十字活動におけるリーダーシップを醸成するため、道央・道南・道北・道東地区の4会場で実施します。

2) 北海道青少年赤十字スタディー・センターの開催

トレーニング・センターを修了したメンバーを集い、小・中・高等学校が同一会場で研修します。

青少年赤十字について、「ボランティア・サービス」「グループ・ワーク」「先見」など、各プログラムが有機的に作用するように組み立てられており、ボランティア・サービス等を通して気づく主体的な児童・生徒を育成します。

3) 本社主催青少年赤十字スタディー・センターへの派遣

北海道青少年赤十字スタディー・センターに参加した高校生メンバーから選考した代表者を本社主催スタディー・センターへ派遣し、全国から集まるメンバーと研修を通じて交流を図りながら、更なるリーダーシップを養います。

4) 加盟校の活動の活性化

加盟校の活動の活性化を図るため、指導者の協力と理解が重要であることから、各プログラムへの参加を促すとともに、ホームページの充実など、情報発信に努めます。

◎北海道支部（協議会）主催

No.	開催予定	事業名	開催地
1	4月	青少年赤十字北海道指導者協議会総会及び専門委員会	札幌市
2	7～8月	青少年赤十字トレーニング・センター	道内4地区
3	令和4年 1月	青少年赤十字スタディー・センター	札幌市
4	令和4年 2月	青少年赤十字指導者研修会	札幌市
5	令和4年 2月	青少年赤十字指導者協議会専門委員会	札幌市

◎日本赤十字社（本社）主催

No.	開催予定	事業名	開催地
1	5月	青少年赤十字トレーニング・センター指導者養成講習会	東京都
2	6月	青少年赤十字全国指導者協議会総会・研修会	東京都
3	令和4年 1月	指導主事対象青少年赤十字研究会	東京都
4	令和4年 3月	青少年赤十字スタディー・センター	山梨県

◎第1ブロック（東北・北海道）主催

No.	開催予定	事業名	開催地
1	未定	第1ブロック青少年赤十字指導者研究会	岩手県



6. 国際活動

日本赤十字社では、赤十字国際委員会（ICRC）並びに国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）と連携を図りながら国際救援及び開発協力の諸活動を展開しております。

当支部も職員の派遣や財政支援を通じ国際活動を実施します。



（１）国際救援・開発協力要員の養成・派遣

本社主催の国際救援・開発協力要員養成研修会に対象職員を参加させるとともに、研修を修了した登録要員を本社の要請に基づき海外へ派遣します。

（２）第1ブロック（東北・北海道）支部合同による国際活動への参加

アジア・大洋州地域における災害対策事業支援の一環として、ラオスでの救急法普及支援事業に第1ブロック（東北・北海道）支部として支援します。

また、ネパールやバヌアツでの青少年赤十字海外支援事業に第1ブロック（東北・北海道）支部として支援します。

（３）国際人道法の普及

紛争の影響を最小限に抑えることを目的とした紛争時に適用される国際的なルールの総称である「国際人道法」について、ホームページなどを通じ道民に普及します。

（４）安否調査

国交のない国等からの安否調査の依頼に対し、本社と連携をとりながら対応します。

（５）NHK海外たすけあい（令和3年12月1日～25日予定）

紛争犠牲者や災害被災者に対する救援のため、NHKと共催で「海外たすけあい」を実施し、赤十字の国際救援活動の充実を図ります。

7. 広報活動

赤十字活動への道民の理解と協力を得るため、5月の赤十字運動月間をはじめとした広報活動を展開します。

また、ホームページ・SNSの活用や広報誌などの印刷物の配布、イベントの実施など、道民に赤十字活動をより身近に感じてもらうための効果的な広報に努めます。

(1) 運動月間キャンペーン

- 1) 内 容 赤十字の創設者アンリー・デュナンの生誕月である5月を「赤十字運動月間」とし、イベントの開催等により赤十字思想の普及を広く図るとともに各種広報媒体を通じて支援を呼びかける。
- 2) 期 日 令和3年5月（地域によっては5月以外となる場合有）
- 3) 会 場 札幌市、赤十字病院所在地10か所

(2) 広報印刷物の作成と発行

1) 活動PRチラシ

活動PRと社資協力を図るためのチラシを作成し、地区・分区やイベント等での社資募集に活用します。

2) 赤十字ほっかいどう（支部広報誌）

当支部の活動を広く紹介するため、年3回発行し、地区・分区、役員・評議員、支部で管理する年額2,000円以上の社資協力者等へ送付します。

3) 日赤北海道支部の動き

直近の支部の活動を紹介するための印刷物を毎月発行し、地区・分区、役員・評議員等の赤十字関係者へ送付します。

4) 赤十字NEWS（本社広報誌）の配布

日赤本社が毎月発行している広報誌を、地区・分区を始め、役員・評議員等の赤十字関係者に送付し、全国的な活動状況について周知を図ります。



(3) ホームページ・SNSを活用した広報

ホームページでの定期的な情報発信のほか、赤十字活動を身近に感じていただくためにフェイスブックや昨年度から運用を開始したInstagramを活用して理解促進を図ります。

なお、ホームページは日赤本社との合同運用により令和3年4月1日よりリニューアルいたします。



(4) メディアを活用した広報

テレビ等への広告の掲出や訪問等による地元メディアとの関係性の構築により、赤十字活動のメディアでの露出増強を図ります。

(5) イベント開催・ブース出展による広報

親子で赤十字安全法を体験するイベントの開催や企業等が実施するイベントへのブース出展により赤十字活動への関心を高めていただくとともに、活動への支援を呼びかけます。



8. 社会福祉事業

保育所や点字図書センターを運営するとともに、赤十字の人材を活用した地域福祉活動を引き続き推進し、社会福祉向上に努めます。

(1) 保育所の運営

保護者や地域から必要とされる保育所を目指し、延長保育をはじめ、産休明け保育、障がい児保育や一時預かり事業など利用者のニーズに応じた保育内容の充実を図るほか、赤十字安全法講習の開催など日本赤十字社が運営する保育所の特徴を活かした保育所づくりを進めます。

- ◎ 日本赤十字社小樽保育所
定 員 90 名
- ◎ 認定こども園
日本赤十字社釧路さかえ保育園
定 員 90 名



(2) 日本赤十字社北海道支部点字図書センターの運営

北海道の補助、委託を受けて視覚に障がいを持つ方々のための点字・録音・テキストデイジー図書の整備を進めるとともに全国の点字図書館との連携により利用者の利便性の向上を図ります。

また、北海道内において点字図書館、公立図書館及び関係機関等と連携し、情報提供サービスの推進を図るとともに、製作図書の拡充のため、北海道内の点訳・朗読・テキストデイジー奉仕員の養成事業及び製作にかかる活動を支援します。



9. 医療事業

我が国においては、急速に進む少子高齢化に歯止めはかからず、超高齢社会を迎えております。

それに伴い疾病構造も変化し、医療ニーズは、病気と共存しながら、生活の質（QOL）の維持・向上を図っていくことが求められており、地域医療においても、国民一人一人が、住み慣れた地域で安心して医療や介護が受けられる環境の整備が喫緊の課題とされています。

そのため、各都道府県、自治体においては病床数やその機能を適正配置にする医療計画が推進され、2025年までには医療圏域ごとに調整が行われる地域医療構想の実現が目指されています。

こうした厳しい医療情勢のなか、追い打ちをかけるように昨年初頭にWHOより新型コロナウイルス感染症に関する声明が発表され、早1年以上が経ちますが、今なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大には歯止めが利かない状況が続いております。

道内赤十字10病院においては、全施設が新型コロナウイルス感染症病床確保における重点・協力医療機関の指定を受けており、現在も4千人以上の赤十字職員が日夜、献身的にその対応・対策に奔走しており、地域医療を支えるべく、新型コロナウイルス感染症の感染防止はもとより、感染拡大に備えて取り組んでいます。

道内赤十字病院では、令和3年度においても地域が必要とする医療ニーズを適切に提供するため、高度な医療をはじめ、介護・在宅医療、地域包括医療などサービスの充実を図り、患者様に安心して受診していただくために良質な医療を提供することに重点を置き事業を展開します。



（浦河赤十字病院）



（旭川赤十字病院）

（1）地方・地域センター病院、へき地医療拠点病院運営事業

第三次医療を担う地方センター病院に北見赤十字病院が、第二次医療圏の中核病院となる地域センター病院に伊達及び浦河赤十字病院が指定されており、地域の医療機関と機能を分担しながら連携を図り、その役割を担っています。また、伊達赤十字病院では地域住民へ医療を提供するため、無医地区及び無医地区に準ずる地区に巡回診療等の医療活動を推進し、地域での医療運営事業の達成に努めます。

(2) 救命救急センター運営事業

旭川及び北見赤十字病院においては、三次救急医療機関として、一次・二次救急医療機関との円滑な連携体制のもと、重篤な救急患者への医療を提供するため、高度な診療機能の強化を図り、あわせて臨床研修医が救急医療の知識を習得できるよう充実した事業の達成に努めます。

(3) ドクターヘリ運行事業

旭川赤十字病院ではドクターヘリ基地病院として、北海道医療計画に基づき運行を行っており、救急医療に必要な医療器材を装備したドクターヘリに医師や看護師が同乗し、救急現場での速やかな初期治療が可能となったことで劇的な時間短縮による治療効果、救命率の向上が図られており、医療過疎地域を抱える道北地域の広域搬送体制の更なる充実を図り、事業の達成に努めます。

(4) 災害救護体制の充実

災害拠点病院に指定されている旭川、北見、伊達及び浦河赤十字病院をはじめ、各赤十字病院においては、各種災害救護訓練への参加を通じ救護知識の習得や機能を高め、赤十字独自のネットワーク網の整備により、災害救護体制の強化を図り、災害時の医療及び支援体制の充実に努めます。



(5) エイズ治療体制の充実

エイズ治療拠点病院として指定されている旭川、北見及び釧路赤十字病院は、エイズ患者が安心して総合的な医療が受診できるようカウンセリング体制も整備され、さらに患者のプライバシー保護を確立しながら二次感染の防止にも万全を期した治療体制の充実に努めます。

(6) 周産期母子センター事業

地域周産期母子医療センターに指定されている旭川、北見及び浦河赤十字病院や総合周産期母子医療センターに指定される釧路赤十字病院においては、新生児及び母体の搬送受入体制を整備し、産科医療関係機関等との連携を図りながら地域における母子医療の機能の充実を図り、その事業の達成に努めます。

(7) 小児救急医療拠点病院運営事業

小児救急医療拠点病院として指定されている北見、釧路赤十字病院においては、医療圏における小児救急患者の受入拠点病院としての体制を整備し、その事業の達成に努めます。

(8) 地域がん診療拠点病院運営

地域がん診療拠点病院として指定されている北見赤十字病院をはじめ、北海道がん診療連携指定病院として指定されている旭川及び伊達赤十字病院においては、がん診療に従事する医師などに対し必要な研修を行い、地域の医療機関や住民に対して情報を提供し、地域でのがん治療に対しての理解と向上を図り、その運営に努めます。



(9) 在宅ケアの推進

旭川、伊達、釧路、浦河及び小清水赤十字病院においては、訪問看護ステーションを併設しており、自宅にて長期療養生活をおくる在宅患者及び要介護者に対して、24時間体制で在宅訪問看護事業を実施し、今後も在宅患者とその家族が安心した在宅生活が過ごせるよう在宅ケアの推進に努めます。

(10) 居宅介護支援事業の推進

釧路、伊達及び清水赤十字病院においては、要介護認定に必要な訪問調査及びケアプランを作成する居宅介護支援事業を展開し、医療及び介護など各種サービスプランの提供を行い、地域の各関係施設と連携強化を図り事業の推進に努めます。

(11) 地域医療支援病院事業

地域医療支援病院に指定されている旭川及び北見赤十字病院においては、他の医療機関との機能分化とその役割を分担しながら連携強化を図るとともに、更なる地域医療の充実と事業の達成に努めます。

(12) 臨床研修病院の充実

基幹型の臨床研修病院として旭川、北見、伊達及び釧路赤十字病院が、また協力型の臨床研修病院として、浦河、栗山、清水、小清水及び置戸赤十字病院が医師の育成と資質の向上を図り研修体制の充実に努めます。



(北見赤十字病院)

令和３年度における医療事業の概要

● 旭川赤十字病院

許可病床数						標 榜 科 目	各 種 指 定	付帯施設
総数	一般	療養	結核	精神	感染			
520	480	0	0	40	0	内科、糖尿病・内分泌内科、血液・腫瘍内科、腎臓内科、循環器内科、消化器科内科、呼吸器内科、脳神経内科、精神科（休診中）、小児科、外科、消化器外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、歯科口腔外科、救急科、放射線科、リハビリテーション科、病理診断科、皮膚科、呼吸器外科	救命救急センター 救急告示病院 第二・三次救急指定病院 病院群輪番制二次救急 災害拠点病院 エイズ診療拠点病院 地域周産期母子医療センター 北海道がん診療連携指定病院 地域医療支援病院 臨床研修病院 歯科医師臨床研修病院	院内保育所 訪問看護ステーション

● 北見赤十字病院

532	490	0	0	40	2	内科・総合診療科、消化器内科、腫瘍内科、循環器内科、神経精神科、小児科、外科、消化器外科、呼吸器外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、頭頸部・耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、ペインクリニック内科、緩和ケア内科、腫瘍精神科、病理診断科、歯科口腔外科、リハビリテーション科	救命救急センター 救急告示病院 第二・三次救急指定病院 病院群輪番制 地域災害拠点病院（地域災害医療センター） エイズ診療拠点病院 地域周産期母子医療センター 小児救急医療支援病院 地域がん診療連携拠点病院 地域医療支援病院 臨床研修病院 へき地医療拠点病院 地方センター病院/地域センター病院 精神科救急医療システム整備事業指定医療機関 認知症患者医療センター 臓器提供施設	院内保育所
-----	-----	---	---	----	---	--	---	-------

● 伊達赤十字病院

374	270	44	0	60	0	内科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、精神神経科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、放射線科、リハビリテーション科	救急告示病院 第一・二次救急指定病院 病院群輪番制二次救急 災害拠点病院 臨床研修病院 北海道がん診療連携指定病院 へき地医療拠点病院 地域センター病院 認知症患者医療センター	看護専門学校 院内保育所 訪問看護ステーション
-----	-----	----	---	----	---	---	--	-------------------------------

● 釧路赤十字病院

489	431	0	0	58	0	内科、消化器内科、小児科、外科、整形外科、消化器外科、泌尿器科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、産婦人科、精神科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、矯正歯科、歯科口腔外科、病理診断科	救急告示病院 第二次救急指定病院 病院群輪番制二次救急 エイズ診療拠点病院 総合周産期母子医療センター 臨床研修病院 歯科医師臨床研修病院 小児救急医療拠点病院	居宅介護支援事業所 院内保育所 訪問看護ステーション
-----	-----	---	---	----	---	--	---	----------------------------------

● 浦河赤十字病院

196	141	51	0	0	4	内科、小児科、外科、整形外科、耳鼻咽喉科、産婦人科、泌尿器科、眼科、放射線科、リハビリテーション科、精神科（休診中）、神経科（休診中）、脳神経外科（休診中）、皮膚科（休診中）、麻酔科（休診中）、血管外科（休診中）、	救急告示病院 第二次救急指定病院 災害拠点病院 臨床研修病院 へき地医療拠点病院 地域センター病院 地域周産期母子医療センター 小児救急医療支援病院	看護専門学校 院内保育所 訪問看護ステーション
-----	-----	----	---	---	---	---	---	-------------------------------

● 栗山赤十字病院

136	96	40	0	0	0	内科、リウマチ科、消化器内科、循環器内科、外科、整形外科、耳鼻咽喉科、精神・神経科、泌尿器科、皮膚科、リハビリテーション科、眼科、放射線科	救急告示病院 第一・二次救急指定病院 臨床研修病院	院内保育所
-----	----	----	---	---	---	---	---------------------------------	-------

● 清水赤十字病院

92	92	0	0	0	0	内科、消化器内科、小児科、外科、整形外科、泌尿器科	救急告示病院 第一・二次救急指定病院 臨床研修病院	居宅介護支援事業所
----	----	---	---	---	---	---------------------------	---------------------------------	-----------

● 置戸赤十字病院

95	47	48	0	0	0	内科、皮膚科（休診中）、麻酔科（休診中）	救急告示病院 臨床研修病院	
----	----	----	---	---	---	----------------------	------------------	--

● 小清水赤十字病院

99	49	50	0	0	0	内科、消化器内科、循環器内科、眼科、整形外科、皮膚科、糖尿病・内分泌科、総合診療科	救急告示病院 第二次救急指定病院 臨床研修病院	院内保育所 訪問看護ステーション
----	----	----	---	---	---	---	-------------------------------	---------------------

● 函館赤十字病院

150	150	0	0	0	0	内科、消化器内科、循環器内科、血液腫瘍内科、外科、腫瘍外科、乳腺外科、整形外科、皮膚科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線科	救急告示病院 第二次救急指定病院 病院群輪番制二次救急 臨床研修病院	
-----	-----	---	---	---	---	---	---	--

10. 看護師養成事業

伊達と浦河に設置している赤十字看護専門学校においては、赤十字の理想とする人道の理念を基調とし、その精神を養うとともに、ボランティア活動を通じて地域に貢献するなど、充実した学生生活を送りながら、国際救援や災害救護をはじめ、医療の高度化、専門化など、増大するあらゆるニーズのなかで、幅広い業務に対応できる看護師を養成します。



◇ 令和3年度看護学生募集定員 ◇

養成施設（専門学校）	募集定員
伊達赤十字看護専門学校	30名
浦河赤十字看護専門学校	30名

養成施設（大学）	募集定員
日本赤十字北海道看護大学	100名



11. 血液事業

日本赤十字社の血液事業は、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（血液法）」をはじめとする関係法令を遵守し、採血事業者及び製造販売業者として適切かつ確実な事業運営にあたり、国民の負託に応えることを使命としています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、献血者の確保に大変苦慮いたしましたが、道民の皆様には「献血は不要不急の外出にはあたらない」ことをご理解いただき、また、各献血協力団体、事業所等より多大なるご支援ご協力をいただき、安定的に医療機関に血液製剤をお届けすることができました。

今後もコロナ禍の対応は勿論のこと、不測の事態にも対応できるよう北海道、各市町村と連携して献血者の確保に努めていきます。



（１）献血供給計画

１）供給計画

①輸血用血液製剤

令和2年度供給見込（以下、「供給見込」という。）は、赤血球製剤、血漿製剤、血小板製剤の全てにおいて、令和元年度実績と比較すると減少しています（28ページ、表1）。

令和3年度供給計画（以下、「供給計画」という。）は、令和2年度4～7月の供給実績と主要医療機関の需要動向等を踏まえ、供給見込数より0.6%減少の1,065,000単位としました（28ページ、表2）。

製剤別では、赤血球製剤の供給量はほぼ横ばいで推移すると予測し、供給見込数より500単位増（100.1%）の382,000単位としました。

血漿製剤の供給量は、適正使用の浸透や、アルブミン製剤による血漿交換の普及による血漿交換の減少に伴い対前年度比97.7%と減少しており、来年度も減少傾向は継続すると予測し、供給見込数より1,000単位減（99.1%）の111,000単位としました。

血小板製剤の供給量は、医療機関からの発注単位が20単位から15単位、10単位製剤へと低規格製剤に移行していることから、供給見込数で対前年度比99.3%としました。

次年度においても今年度と同様の傾向が続くものと予測し、供給見込数より6,000単位減（99.0%）の572,000単位と計画しました。

(表1) 令和2年度輸血用血液製剤供給見込数(令和元年度供給実績対比) 200mL換算

	合 計	赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤
見込	1,071,500単位 (99.1%)	381,500単位 (99.4%)	112,000単位 (97.7%)	578,000単位 (99.3%)

(表2) 令和3年度輸血用血液製剤供給計画数(令和2年度供給見込対比) 200mL換算

	合 計	赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤
予測	1,065,000単位 (99.4%)	382,000単位 (100.1%)	111,000単位 (99.1%)	572,000単位 (99.0%)

②医薬情報活動

医療機関に対して、『輸血療法の実施に関する指針』及び『血液製剤の使用指針』に基づいた血液製剤適正使用の啓発を行うとともに、「血液製剤等に係る遡及調査ガイドライン」を踏まえた遡及調査や、GVP(医薬品製造販売後安全管理の基準)に基づく副作用情報の収集など、輸血の安全管理上必要な業務を担います。

医療機関の看護部門に対しては、医療機関個の実情に沿ったサポート活動のほか、全道を対象とした臨床輸血セミナーの開催を通じて、輸血用血液製剤の正しい取り扱い方法等の普及を推進します。

医療機関における血液事業への理解をより深めていただくために、輸血用血液製剤の使用動向に係る情報の入手に努めるとともに、献血推進活動を進めていきます。

これらの医薬情報活動は、基本方針に則り、医療機関、行政、並びに医師会等各種団体とより密接に連携して進めます。

2) 献血計画

①需要に見合った献血の推進

供給予測に基づき、全血献血においては400mL献血、成分献血においては血小板成分献血者数の安定確保のほか、血漿分画製剤(特に免疫グロブリン製剤)の使用量増加に応えるため、血漿成分献血者数の大幅な増加を踏まえた献血計画を策定しました。

運用にあたっては、年度計画のほか、医療機関における需要動向等を把握し、変化に的確に対応した直近の献血計画を策定し、安定供給の達成に向けた対策を講じていきます。

【全血献血】

令和3年度における全血献血の計画数は、供給予測に基づき203,120人(対令和2年度計画比: +120人、100.1%)としました。

また、医療機関の需要が400mL全血由来製品が大半であるため、400mL献血の

推進を図り、全血献血全体の計画数に対する400mL献血の計画数の割合は需要に見合う97.0%と設定しました。

【成分献血】

令和3年度における成分献血の計画数は、供給予測に基づき55,260人（対令和2年度計画比：－1,820人、96.8%）としました。

成分献血の内訳は、血漿成分献血が19,160人（対令和2年度計画比：－2,000人、90.5%）、血小板成分献血が36,100人（対令和2年度計画比：＋180人、100.5%）としています。

献血計画

	合 計	全血献血		400 mL 献血率	成分献血		献血率*
		200 mL	400 mL		血漿	血小板	
計画数	258,380人	6,070人	197,050人	97.0%	19,160人	36,100人	4.9%

*献血率＝令和2年1月1日現在の全人口（北海道:5,267,762人）に対する献血計画数（合計）の割合

② 「新しい生活様式」に基づく献血者の確保対策

国は、新型コロナウイルス感染症への長期的な対策として「新しい生活様式」を作成し、人と人との接触を極力避けることを感染予防の基本としていることから、それに対応した献血者確保を行う必要があります。

ア．移動採血車での献血を実施できなくなった会場からの献血者受入れ

移動採血車で実施できなくなった企業・学校の従業員や学生等に対して、固定施設や近隣街頭献血会場で献血していただけるよう依頼します。

イ．予約献血の推進

献血会場での感染を防ぐため、予約献血を推進し、献血会場での3密回避を図ります。

また、状況に応じて電話による予約要請を行い、献血者を確保します。

ウ．献血会場での感染予防の徹底

献血会場での手指消毒・換気・検温を徹底し、更に献血者の方にはマスクを着用していただき、安心してご協力いただける会場づくりを行います。

エ. 血液センター職員の感染予防対策

職員はサージカルマスク（不織布マスク）を着用し、また、献血会場、採血室及び移動採血車に入場する際は、石鹸による手洗い又は手指消毒を行います。

③将来を見据えた献血推進

将来の血液事業を見据え、以下の項目を重点的な対策として取り進めます。

ア. 若年層（10代～30代）の献血率向上

少子化の影響で、献血可能な若い世代の人口が減少する一方、高齢化の影響で輸血を必要とする患者は増加しており、現状の献血率のままでは近い将来、献血者数が不足する可能性があるため、若年層への献血推進は重要かつ喫緊の課題です。

主な対策として、大学生を中心とした学生献血推進ボランティア団体による献血キャンペーンの実施やSNSを活用した広報により、年間を通じた同世代への推進活動を継続します。また、高校及び大学の理解を得て学校敷地内に献血移動採血車を配車し、学生への呼び掛けをはじめサークルや部活動を通して協力依頼を進めていきます。

イ. 安定的な集団献血の確保

社会貢献活動の一つとして、献血協力事業所のネットワークや献血推進団体であるライオンズクラブ等を通して新たな献血協力事業所を募集するなど、支援体制の構築を継続します。

また、献血サポーター活動に参加いただける企業や団体を積極的に募集し、献血活動の普及、拡大を図ります。

ウ. 複数回献血の増加

「献血Web会員サービス『ラブラッド』（旧複数回献血クラブ）」を活用して、予約を取り入れた効果的な献血要請を行っていきます。

また、「ラブラッド」の新規会員募集の強化をはじめ予約制度の促進などにより複数回献血していただけるような企画を実施します。

エ. 献血の教育・周知活動

将来の献血を担う小中学生への啓発事業として、学校に直接出向き「総合的な学習」の時間等を活用して、献血セミナー等の活動を北海道および北海道教育庁と連携し推進します。また、献血推進団体及び献血協力企業に対しても献血セミナーの開催を促す活動を継続して行います。

なお、コロナ禍の状況を鑑みコミュニケーションツール（Zoom、Microsoft Teams等）を用いたセミナー開催を進めます。

オ．原料血漿確保の必要性を周知

血漿分画製剤（特に免疫グロブリン製剤）の需要増加に伴い、同製剤用原料血漿の必要量が急激に増加しています。献血希望者に対して、輸血用血液製剤と同様に血漿分画製剤が必要であることを専用媒体等を用いて説明し、成分献血未経験の方への血漿成分献血のご協力をいただけるよう推進します。

また、成分献血1回あたりの血漿採取量は循環血液量（体重）に依存することから、循環血液量の多い方を中心とした年間複数回の献血協力を依頼するなどして、必要な原料血漿の確保に努めます。

カ．献血者が安心して献血できる環境の整備

献血者に対する接遇マナー向上を図るため、受付職員へのマナー講習を継続的に行うとともに、献血者の要望を把握する等、献血受入体制の改善・向上に努めます。

特に初回献血者が抱えている不安等を取り除くため、採血の手順や採血後の過ごし方等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全確保を図ります。

（２）輸血用血液の安全確保

１）個別NAT導入による輸血用血液製剤の安全性向上

平成26年8月に個別NATが導入されて以降、全国的にC型肝炎ウイルス（HCV）、エイズウイルス（HIV）による輸血後の感染事例は報告されていません。

また、プールNAT時代には毎年数例報告されていたB型肝炎ウイルス（HBV）の感染事例についても7年間でわずか5例と減少しており、個別NATの導入が輸血用血液製剤の安全性向上に大きく寄与していると考えられます。

国の研究機関と連携し、陽性率が高い北海道内の献血者を対象として試行的に実施してきたE型肝炎ウイルス（HEV）検査についても、令和2年8月より全ての献血血液に対して行われるようになり、輸血後のE型肝炎感染事例の減少が期待されます。

２）研究開発計画

検査開発においては感染症や血液型、またそれらの検査法に関する技術的な検討を実施し、製剤開発においては血液製剤の品質に関するデータの取得と新しい製剤の開発に係る基礎検討を行っています。

検査開発では、HEV等の感染症検査において、輸血用血液の安全性の向上および有効利用に関する検査法の評価やその改良、さらに、献血者の健康管理に有用な検査法に関する技術的な検討を行います。

製剤開発では、有効期間を超過した血小板製剤を活用し、再生医療への貢献を目指した血小板溶解液の検討、血液製剤中に残存する微量な血球数の測定に係る検討、昨年に引き続き、赤血球製剤の長期保存に関する検討及び献血可能人口減少への対策を考慮した血小板製剤の調製法の検討等を実施します。

(3) 遡及調査

「血液製剤等に係る遡及調査ガイドライン」(令和2年3月一部改正)に基づき、感染症マーカーが陽転した複数回献血者の前回献血血液並びに感染症副作用報告の原因候補血液等の病原体感染が疑われる事例について、その血液から製造された輸血用血液製剤や血漿分画製剤の供給停止と回収処理、及び医療機関への情報提供等の措置を講じています。

感染が疑われる事例での供給停止と回収処理によって新たな輸血患者への健康被害の拡大が防止され、また医療機関への情報提供によって万が一、輸血患者が感染していた場合の早期発見・早期治療が可能となります。

(4) 骨髄提供者登録事業

白血病や重症再生不良性貧血等に対する有効な治療法である骨髄移植に関し、国から委託を受けた骨髄バンク事業の支援機関として、骨髄提供希望者の登録業務や普及啓発に関する支援を行っています。

今後も、骨髄又は末梢血幹細胞の提供希望者の登録事業を継続し、骨髄移植の円滑な実施に努めます。

なお、令和2年(4～12月)における北海道内の新規登録者数は503人で、令和元年の同期間と比較して233人減少(68.3%)しました。主な要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、献血会場での併行登録会が大幅に減少したことが大きく影響しています。

(5) さい帯血バンク事業

令和2年に日本で行われたさい帯血移植数は11月現在で1,395件(令和元年は1,264件)、一方、骨髄バンクを介した移植症例999件(令和元年は1,164件)であり、さい帯血移植は骨髄移植に対して約1.4倍の実施数でした。

さい帯血移植数の増加には、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和2年4月に骨髄移植(末梢血幹細胞移植を含む)予定患者に対し、さい帯血や血縁ドナーをバックアップとして準備するよう骨髄バンクから通知があったこと、また同時期に骨髄バンクドナーのコーディネート作業が一時延期になったことが影響していると考えられます。

バックアップ対応については令和3年1月現在も継続して実施されており、今後もさい帯血移植が増えることが予想されます。

しかし、移植用さい帯血の保存数は、平成30年末に8,754件、令和元年末は9,286件と若干増加したものの、令和2年末は9,218件と横ばいになっています。

北海道さい帯血バンクでは、移植用さい帯血を確保するために、令和2年は特に地下鉄駅や市電停留所のほか、一般企業においてもさい帯血バンクへの協力ポスターの掲示を依頼するなど、普及啓発活動に力を入れてきました。

今後も公的さい帯血バンクとして造血幹細胞移植事業に貢献すべく、移植用さい帯血の更なる増加に向けた活動を行っていきます。

Ⅲ

令和３年度一般会計
歳入歳出予算額

歳入

単位：千円

科目		区分	令和３年度	令和２年度	摘 要
社 資 收 入	一般社資収入		331,858	335,940	会費収入 寄付金等収入 指定事業社資収入（個人）
	法人社資収入		40,707	50,784	指定事業社資収入（法人） その他社資収入
補助金及び交付金収入			9,931	1,426	財政調整交付金 管理経費調整交付金
繰 入 金 収 入	資金繰入金収入		5,997	65,405	災害等資金繰入金収入 国際救護活動資金繰入金収入 施設整備準備資金繰入金収入 特別退職金積立留保金繰入金収入
	他会計等繰入金収入		31,987	32,894	医療施設特別会計繰入金収入
貸付金償還金収入			3,628	3,485	社会福祉施設特別会計貸付金償還金収入
資 産 収 入			5,669	5,669	地代収入 家賃収入
雑 収 入	利 子 収 入		1	1	預貯金利子収入
	負 担 金 収 入		7,235	10,766	講習会等負担金収入
前 年 度 繰 越 金			52,061	17,835	前年度繰越金
合 計			489,074	524,205	

歳出

単位：千円

科目		区分	令和３年度	令和２年度	摘 要
災害救護事業費	災害救護指導事業費		19,581	25,408	救護訓練費他
	災害救護装備費		16,634	19,230	救護装備整備費他
	非常災害救援物資整備費		2,040	2,040	救援物資整備費
	救護看護師養成費		4,799	4,694	救護看護師養成費他
社会活動費	救急法等普及費		26,278	27,446	各種講習普及事業費他
	奉仕団活動費		18,318	18,989	奉仕団等育成費他
	青少年赤十字活動費		13,371	14,460	青少年赤十字育成費他
	社会福祉活動費		419	422	地域福祉活動推進事業費他
	医療事業費		28,805	31,022	医療指導費他
	血液事業費		5,796	5,767	血液事業普及整備費他
国際活動費		1,566	1,756	国際開発協力事業費他	
指定事業地方振興費		5,000	5,000	災害救護設備整備費他	
地区区分交付金支出		60,952	63,500	事務費・事業費交付金支出	
社業振興費	社業振興費		44,282	48,782	社資募集及び会員管理費他
	広報活動費		17,290	19,193	広報活動費他
基盤整備交付金・補助金支出		36,730	39,310	医療施設基盤整備交付金支出他	
貸付金	他会計貸付金支出		3,628	3,485	社会福祉施設特別会計貸付金
支積立金	退職給与資金特別会計積立金支出		13,499	14,429	退職給与資金特別会計積立金支出
総務管理費	評議員会等諸費		1,233	2,252	評議員旅費他
	総務管理費		92,978	101,908	総務費、業務費、管理費 保険料等負担金
	監査費		461	1,329	監査委員監査費 外部監査費
資産取得及び資産管理費		21,829	18,524	修繕費 館内メンテナンス費他	
本社送納金支出		52,585	54,259	本社送納金	
予備費		1,000	1,000	予備費	
合 計		489,074	524,205		

Ⅳ 税制上の優遇措置

個人並びに法人が日本赤十字社に対して寄付（社費（会費）及び寄付金）した場合、税制上の優遇を受けることができます。

納入者 区 分	措置の名称等	関係根拠法令	適用期間	措 置 の 内 容 等
個 人	① 特定寄付金	所得税法第78条 第2項第3号	通年	寄付金の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得額の40%まで）から2千円を差引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
	② 住民税にかかる 寄付金控除	地方税法第37条の2 及び同法施行令 第7条の17	通年※	総務大臣が毎年指定告示する日赤事業に対してなされる寄付金の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得額の30%まで）から2千円を差引いた額の10%が、寄付者の住民税額から控除されます。 ※注）各都道府県支部に寄付の場合で、総務大臣が承認する支部事業計画の範囲内で適用されます。
	③ 相続税の非課税	租税特別措置法 第70条	通年	相続により取得した財産の全部又は一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されません。
法 人	④ 指定寄付金	法人税法第37条 第3項第2号	毎年 4月～ 9月	財務大臣が毎年指定告示する日赤事業に対してなされる寄付金。寄付金の全額が、法人の事業年度の所得の計算上、法人の寄付限度額にかかわらず損金の額に算入されます。
	⑤ 特例扱寄付金 〔 特定公益増進法人 に対する寄付金 〕	法人税法第37条 第4項	通年	法人の通常有する寄付金損金算入限度額と特定公益増進法人への寄付に対する損金算入限度額を合わせた金額の範囲内で拠出された寄付金の額が、損金に算入されます。

日本赤十字社の表彰制度は、以下のとおりです。

○社資（社費（会費）及び寄付金）による表彰

種 別		金 額	表 彰 品
特 別 社 員		社費（会費）として一時又は毎年2,000円以上で累計2万円以上納めた個人・法人	・ バッジ ・ 称号付与通知書
表 彰 状		社費（会費）の累計額が10万円以上の個人・法人（団体）	・ 表 彰 状
感 謝 状		寄付金品の累計額が10万円以上の個人・法人（団体）	・ 感 謝 状
有 功 章	銀 色	社費（会費）又は寄付金として、一時または累計20万円以上納めた個人・法人・団体	・ 有 功 章（楕型）
	金 色	社費（会費）又は寄付金として、一時または累計50万円以上納めた個人・法人・団体	・ 有 功 章 （個人は勲章式、 法人・団体は楕型）
社 長 感 謝 状		金色有功章受章後、社資として50万円（50万円に達するまでの分納額の合算を認める）以上拠出の都度	・ 感 謝 状

○国の表彰

赤十字への寄付に対して国の表彰制度があります。

- ①厚生労働大臣感謝状……寄付の額
- | | |
|--------|--------------|
| 個人 | 1,000,000円以上 |
| 法人（団体） | 3,000,000円以上 |
- （記念品つき）

（注1） 同一の個人又は団体から同一年度内に2回以上の寄付があった場合には、その合計額をもって寄付の額とする。

（注2） 日本赤十字社に対して物品の寄付があった場合には、その評価額をもって寄付の額とみなす。

- ②紺綬褒章……寄付の額
- | | |
|--------|---------------|
| 個人 | 5,000,000円以上 |
| 法人（団体） | 10,000,000円以上 |

○業務功労による表彰

業 務 に よ る 功 労	役 職	地（分）区長	在職基準 6 年	銀色有功章（楕型）	12年	金色有功章（楕型）
		副地（分）区長	〃 8 年	〃	16年	〃
		参与・収入委員 幹事・事務長 事務委員・事務員	〃 3 年	銀色粹感謝状	6 年	金色粹感謝状
			〃 10 年	銀色有功章（楕型）	20年	金色有功章（楕型）
	— 献血者 — 献血者の回数 — 70回…銀色有功章（盃） 100回…金色有功章（盃）					
	協 賛 委 員					
	奉仕団員等奉仕者		— 個 人 —			
	青少年赤十字指導者			5年…銀色粹感謝状		
	献血推進者			10年…金色粹感謝状		
奉 仕 団		15年…銀色有功章（楕型）				
青少年赤十字加盟校		20年…金色有功章（楕型）				
献血 団 体		— 団 体 —				
献血推進団体						

○献血功労による表彰

種 別		表 彰 基 準
献 血 功 労 表 彰 制 度	有功章	銀色有功章 — 献血回数70回以上 金色有功章 — 献血回数100回以上 但し、旧規則の基準により銀色又は金色有功章を受章された方を除く
	記念品	1. 献血10回に到達したとき 2. 献血30回に到達したとき 3. 献血50回に到達したとき
献 血 者 顕 彰 規 程	感謝状	4. 献血200回到達者で以後100回到達の都度 5. 献血50回以上の献血者が満60歳を迎えた後に献血したとき 6. 献血50回以上の献血者が満68歳を迎えた後に献血したとき

VI

北海道支部役員等名簿

日本赤十字社北海道支部・本社役員及び評議員名簿

令和3年4月1日現在

○役員

役職名	氏 名
最 高 顧 問	鈴 木 直 道
支 部 長	伊 藤 義 郎
副 支 部 長	三 瓶 徹
〃	高 薄 浩 志
〃	池 上 喜重子
監 査 委 員	西 村 博 司
〃	荒 木 正 昭
〃	黒 田 豊
本 社 理 事	小笠原 弘
〃	川 西 智 子
本 社 代議員	小笠原 弘
〃	川 西 智 子
〃	工 藤 祐 三
〃	中 村 裕 貴
〃	渡 辺 光 信
〃	小 澤 實之郎
〃	岩 本 節 子
〃	軍 司 勝 裕
〃	円 谷 正 雄
〃	中 西 武 男
〃	欠 員

○評議員

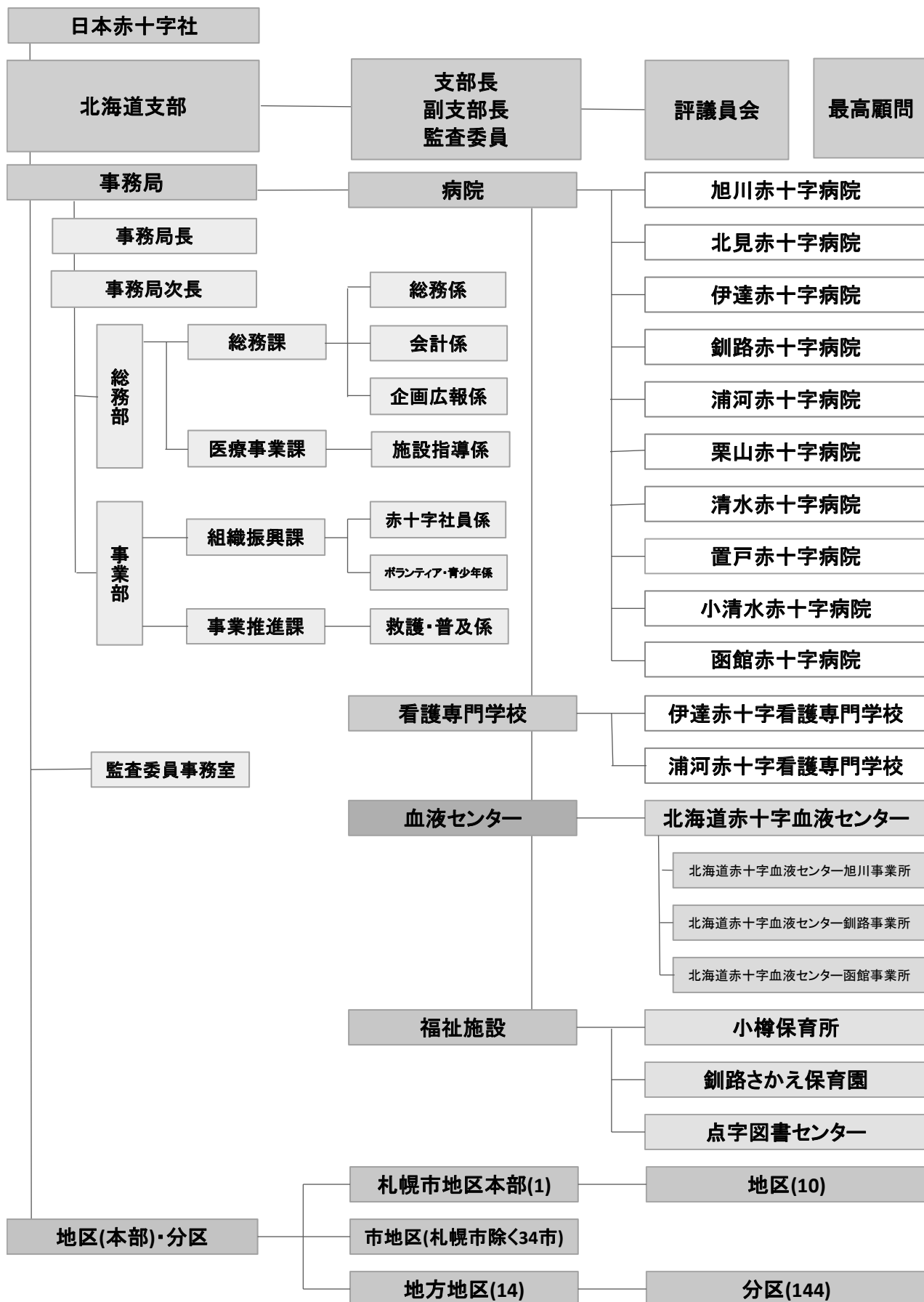
選 出 別	氏 名
石 狩	藤 原 美知子
渡 島	黒 澤 千 尋
桧 山	小笠原 弘
後 志	本 間 栄
空 知	欠 員
上 川	山 口 京 子
留 萌	日下部 英 一
宗 谷	渡 辺 光 信
オホーツク	矢 浪 千恵子
胆 振	欠 員
日 高	中 村 裕 貴
十 勝	軍 司 勝 裕
釧 路	調 整 中
根 室	円 谷 正 雄
札幌市中央区	齋 藤 美保子
札幌市北区	外 崎 ミヨ子
札幌市東区	岩 田 徳 夫
札幌市白石区	鈴 木 実 實
札幌市厚別区	佐 藤 アツ子
札幌市豊平区	岩 本 節 子
札幌市清田区	一 瀬 ヒ ロ
札幌市南区	欠 員
札幌市西区	那須野 敦 子
札幌市手稲区	畑 中 裕

○評議員

選 出 別	氏 名
函 館 市	奥 野 秀 雄
小 樽 市	盛 昭 義
旭 川 市	新 谷 龍一郎
室 蘭 市	中 西 武 男
釧 路 市	三 原 克 也
帯 広 市	高 木 章 好
北 見 市	小 澤 實之郎
夕 張 市	高 橋 京 子
岩 見 沢 市	高 松 榮 子
網 走 市	八 木 弘 江
留 萌 市	欠 員
苫 小 牧 市	藏 本 満 惠
稚 内 市	石 塚 宗 博
美 唄 市	川 西 智 子
芦 別 市	市 川 豊
江 別 市	工 藤 祐 三
赤 平 市	曾我部 芳 子
紋 別 市	館 岡 久 幸
士 別 市	斉 木 勲
名 寄 市	調 整 中
三 笠 市	村 井 保 也
根 室 市	北 村 信 人
千 歳 市	沼 田 常 好
滝 川 市	高 谷 富士雄
砂 川 市	東 英 男
歌 志 内 市	黒 田 征 子
深 川 市	青 木 守 二
富 良 野 市	野 嶋 重 克
登 別 市	鳴 海 文 昭
恵 庭 市	池 長 和 子
伊 達 市	寿 浅 弘 幸
北 広 島 市	河 井 任
石 狩 市	榎 本 哲 史
北 斗 市	大 折 伸 明
支 部 長 選 出	浜 田 智 子
支 部 長 選 出	山 口 幸太郎
支 部 長 選 出	棚 野 孝 夫
支 部 長 選 出	横 堀 道 子
支 部 長 選 出	田 中 勉
支 部 長 選 出	小野寺 伴 幸
支 部 長 選 出	廣 田 恭 一
支 部 長 選 出	中 川 淳 二
支 部 長 選 出	竹 本 哲 也
支 部 長 選 出	中 村 雅 司
支 部 長 選 出	欠 員

VII

日本赤十字社北海道支部 組織図



北海道支部施設

日本赤十字社北海道支部

〒060-0001 札幌市中央区北1条西5丁目
011(231)7126

日本赤十字社北海道支部

点字図書センター

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1
道民活動センタービル 011(271)1323

日本赤十字社北海道ブロック血液センター

北海道赤十字血液センター

〒063-0802 札幌市西区二十四軒2条1丁目1-20 011(613)6121

北海道赤十字血液センター

大通出張所(大通献血ルーム)

〒060-0042 札幌市中央区大通西4丁目6-1
札幌大通西4ビル11階 011(271)6381

北海道赤十字血液センター

新さっぽろ出張所

(新さっぽろ献血ルーム)

〒004-0052 札幌市厚別区厚別中央2条5丁目6-2
duo1 地下1階 011(895)2555

北海道赤十字血液センター

札幌駅前出張所

(アスティ献血ルーム)

〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1
アスティ45ビル7階 011(200)4545

北海道赤十字血液センター

厚別出張所

〒004-0055 札幌市厚別区厚別中央5条2丁目8
011(801)7102

北海道赤十字血液センター

岩見沢出張所

〒068-0833 岩見沢市志文町966-24
0126(24)9111

日本赤十字社小樽保育所

〒047-0034 小樽市緑1丁目9-9
0134(22)5223

北海道赤十字血液センター

稚内出張所

〒097-0024 稚内市宝来5丁目3-17 0162(29)0011

旭川赤十字病院

〒070-8530 旭川市曙1条1丁目1-1 0166(22)8111

北海道赤十字血液センター

旭川事業所

〒070-0817 旭川市川端町7条10丁目1-50 0166(52)2211

北海道赤十字血液センター

旭川駅前出張所

(北彩都あさひかわ献血ルーム)

〒070-0030 旭川市宮下通7丁目2-5 イオンモール旭川駅前4階
0166(25)5660

置戸赤十字病院

〒099-1131 常呂郡置戸町字置戸77 0157(52)3321

北見赤十字病院

〒090-8666 北見市北6条東2丁目1 0157(24)3115

北海道赤十字血液センター

北見出張所

〒090-0817 北見市常盤町3丁目6-17
0157(25)5501

小清水赤十字病院

〒099-3642
斜里郡小清水町南町2丁目3-3
0152(62)2121

清水赤十字病院

〒089-0195 上川郡清水町南2条2丁目1 0156(62)2513

栗山赤十字病院

〒069-1513
夕張郡栗山町朝日3-2
0123(72)1015

釧路赤十字病院

〒085-8512 釧路市新栄町21-14 0154(22)7171

北海道赤十字血液センター

釧路事業所

〒085-0061 釧路市芦野2丁目12-20 0154(38)7500

認定こども園

日本赤十字社釧路さかえ保育園

〒085-0017 釧路市幸町11-1-1 0154(22)6339

北海道赤十字血液センター

帯広出張所(帯広すずらん献血ルーム)

〒080-0807 帯広市東7条南9丁目13-4 0155(25)0101

浦河赤十字病院

〒057-0007 浦河郡浦河町東町ちのみ1-2-1 0146(22)5111

浦河赤十字看護専門学校

〒057-0007 浦河郡浦河町東町ちのみ1-3-39 0146(22)1311

伊達赤十字病院

〒052-8511 伊達市末永町81
0142(23)2211

伊達赤十字看護専門学校

〒052-0021 伊達市末永町81-12
0142(23)2350

北海道赤十字血液センター

苫小牧出張所

〒053-0052
苫小牧市新開町4丁目6-17
0144(61)1715

北海道赤十字血液センター

室蘭出張所

〒050-0083 室蘭市東町1丁目20-42
0143(45)2330

函館赤十字病院

〒040-8631 函館市堀川町6-21 0138(51)5315

北海道赤十字血液センター

函館事業所

〒040-0022 函館市日乃出町23-8 0138(56)2211